

近代の神社祭祀と奏楽

令和7年3月4日(火) 午後5時～7時半 於東京大神宮マツヤサロン



〔出席者〕

星野光樹

(ほしの・みつしげ) 國學院大學准教授。博士(神道学)。専門は神道祭祀・国学。著書に『近代祭祀と六人部是香』(弘文堂、平成二十四年)、共著に『神道祭祀の伝統と祭祀』(戎光祥出版、平成三十年)など。

高原光啓

(たかはら・みつひろ) 甲斐奈神社宮司・國學院大學兼任講師。博士(神道学)。専門は近代神道史・神道祭祀。著書に『祭祀と祭祀の近代史』(弘文堂・令和七年)、共著に『神道祭祀の伝統と祭祀』(戎光祥出版、平成三十年)など。

嶋津宣史

(しまつ・のりふみ) 廣田神社禰宜。専門は神道史、神宮・神社祭祀と雅楽。著書に『神宮雅楽の伝統』(伊勢神宮崇敬会・平成二十七年)、共著に『音楽表現学のフィールド』(東京堂出版・平成二十二年)、『日本の護符文化』(弘文堂、平成二十二年)など。博雅会を主に雅楽演奏者としても活動。

寺内直子

(てらうち・なおこ) 神戸大学教授。博士(文学)。専門は日本音楽史ならびに民族音楽学、宮廷音楽と伝統音楽。著書に『雅楽を聴く―響きの庭への誘い』(岩波書店、平成二十三年)、『雅楽の〈近代〉と〈現代〉―継承・普及・創造の軌跡』(岩波書店、平成二十二年)など。

〔コメンテーター〕

武田秀章

國學院大學教授・本会理事

〔オブザーバー〕

佐野和史

瀬戸神社宮司・本会常務理事

〔司会〕

藤本頼生

國學院大學教授・本会理事

藤本 それでは座談会の開催にあたり、まず本会の専務理事の松山文彦東京大神宮宮司より御挨拶を頂戴したいと思います。宜しくお願い致します。

松山 東京大神宮の松山です。神道文化会の専務理事を仰せつかつております。今日は座談会「近代の神社祭祀と奏楽」と題した座談会でございますが、各先生方には、雪が舞い散るという天候のなか、また、大変ご多忙の中、日程をお差し繰り戴きまして参加戴き洵に有難うございます。本日は、大変興味深いテーマのお話を頂戴できるのではないかと思っております。何卒宜しくお願いします。

藤本 それでは、私の方から今回の座談会の趣旨について少し申し上げて先生方のお話に移りたいと思います。

今回の座談会は、本年が令和七年(二〇二五)でございます。いわゆる「式部寮祭祀」とも呼ばれる、式部寮による神社祭祀が制定されてから一五〇年という節目の年になります。明治八年(一八七五)のことになりますが、大政奉還―王政復古から、西欧の近代文明の導入という背景の中で、一気に文明開化が進んでいく一方、明治政府は、神武創業の始に基づいて祭政一致の国家をということで、維新直後の天神地祇への御誓祭を皮切りに、皇室祭祀、神宮祭祀などの兼ね合いのなかで、神社祭祀・祭式の制が築き上げられていくわけですね。

こうした背景の中で、明治四年には「神社は国家の宗祀である」といった太政官布告や官國幣社以下の社格の制なども発せられているわけですが、特に神社の祭祀をきちんと齎行していく上では祭式行作法を整備していくことが大事になってまいります。その一応の確立期に当たるのが、先に申しました明治八年の式部寮による「神社祭式」の制定ということになります。本日、当時発行された「神社祭式」の冊子を持参して参りましたが、こちらの式部寮制定の「神社祭式」以前にも、今日コメンテーターとしてお越しの武田秀章先生が研究されていた「四時祭典定則」、あるいは「地方祭典定則」といった國家祭祀、神祇祭祀の細則が制定されていたということも前提にあるわけですが、いずれにしても明治八年は神社祭祀の制においては一つの画期にあたるわけです。

その後、明治四十一年(一九〇八)には皇室祭祀令が発せられ、大正三年(一九一四)一月二十四日には、官國幣社以下神社祭祀令が公布されます。同令の二日後には神宮祭祀令も公布されますが、この神社祭祀令については、佐伯有義の『祭祀令注釈』の書籍などもございますが、こういった神社祭祀制度の根本にかかわる法令についての詳しい注釈、解釈本も登場するのが大正期です。現在の神社祭祀制度の基礎の一部となる官國幣社以下神社祭祀令については、今日お見えの高原光啓先生が詳しい論考を発表されておられますので、

奏楽とのかかわりも含めて、のちほど少しお尋ねしてみようと思っております。

一方、現代においても神社祭祀の齋行の上で、恒例祭祀、あるいは諸祈願祭を齋行する中で雅楽が奏されています。今日の会場は東京大神宮ですが、大神宮においても神前結婚式、あるいは諸祈願において雅楽が奏され、豊寿舞などの巫女舞が奉納されています。本日の座談会では雅楽と舞楽に関して触れることになるわけですが、近代においても宮中祭祀との兼ね合いの中で雅楽局が設置され、式部寮の雅楽課となつて、式部職、そして式部職の雅楽部、現在の宮内庁楽部という形へと変遷していくなかで、雅楽や舞の担い手、つまり人材養成の面も含めて、近代の雅楽局の設置は、神社祭祀に伴う奏楽の普及の一つの要、起点になつていたということでもあります。

こうした点から、本日の座談会は、ある種、二刀流というわけではないですが、単純に神社祭祀行事作法、あるいは神社祭祀令といったような近代の神社祭祀制度の問題の詳細を扱うだけではなく、祭祀と奏楽という観点でお話を戴く機会を持ちたいという目論見もあります。単純に近代の神社祭祀、祭祀制度に触れるというだけでなく、祭祀や奏楽を教授する人材養成の面にも着目して、祭祀作法とか行事の伝承とか教習といった面、あるいは神職になるためには祭祀同行事作法、

道文化会の座談会でもありますので、神道文化の興隆に導く何かの鍵や糸口を見つけられれば、あるいはヒントになるものを探し出してみたいと考えております。

それでは、まず、近代の神社祭祀・祭祀制度について、まずは幕末からの祭祀作法あるいは国学者の研究で業績を積み上げられている星野光樹先生から祭祀制度と祭祀、あるいは行事作法といった面に関してお話を戴きたいと思えます。星野先生宜しくお願い致します。

近代神社祭祀制度の濫觴から定着まで

星野 御紹介戴きました國學院大學の星野です。大学では神社の祭祀・作法の授業を担当している教員でもありますので、奏楽を含めた観点は嶋津先生や寺内先生の方にお任せして、私は祭祀、祭祀といった観点からお話を致します。

私の研究の関心としましては、幕末から近代にかけての神社において統一的な祭祀がなぜできたのかということに関心を持つておりまして、近代の神社祭祀制度、それから祭祀行事作法について、その変遷を辿ることがこれまで取り組んできたことの一つです。そこで、特に近代以降、国家祭祀が展開する中で神社祭祀がどのように制度化され、統一的な「祭祀」が定められていったのかというようなテーマでまずは、

あるいは装束の着装を含む有職故実などを習得するわけですが、一方で奏楽というものも大事な点でありながら、あまり論じられていない。つまり、戦後、神職養成の学科目においては、奏楽が必ずしも重んじられていたかという点、そうではなかった時期もあるわけですね。

また、私自身は國學院大學におりますが、國學院大學では文学部神道学科から平成十四年に神道文化学部へ改組されたときを契機として、高等神職の養成機関である学部の授業にて宗教音楽研究Ⅰ・Ⅱという授業を開講しております。このこともあって、いわゆるサークル活動以外で学生が雅楽に触れる機会が飛躍的に増加しました。また、観月祭や成人加冠式といった新規に創設された大学行事においても神道文化学部の学生が、伶人や舞人となつて雅楽を奏したり、舞を舞うという機会が以前よりも増しております。ゆえにこの二十年余で神道を学ぶ学生についても特に雅楽に親しむ機会が画期的に増加しているといえます。

こういった経緯からもみても、座談会ではやや欲張りな目論見かもしれませんが、神社祭祀、祭祀制度のみならず、今回は奏楽の面にも着目しながら、現代の諸制度の出発点、基点になる幕末から近代以降の神社祭祀制度、そういう中で祭祀と奏楽について伝統文化の継承と再編という問題も含めて様々な課題や糸口を見つけてみたいと思っております。神

少しお話を致したいと思えます。

先ほど藤本先生が触れていましたが、まさに明治維新による近代国家の成立は、神社祭祀の上でも一つの画期です。慶応三年十二月、王政復古の号令によつて諸々の体制が刷新され、そして、それは神武創業の始めに基づいて行つていくという宣言がなされ、その一つの眼目になるのが神祇行政であつたわけです。祭政一致の布告は慶応四年三月十三日に発せられます。これは神武天皇の時代に遡り、祭政一致の制度に復すことを目指したもので神祇官を再興して、追々の諸祭典を復興していくという内容です。

では、その「追々の諸祭典」、つまり「追々」というのは、どのように再興されていくかという点、まずは新嘗祭です。新嘗祭の儀式自体は、既に近世後期、江戸幕府のもとで再興されているわけですが、維新後、改めて「諭告」という形で国民に諭し教え聞かせることで、新嘗祭の意義を知らしめたということに意味があります。国民一人一人が、天皇陛下がお祭りをなさつていく間に遊んでいるのではなく、国民も一緒に祈ることが大切なんだという意で、新嘗祭の意義を説いたわけです。そして翌年二月には祈年祭が再興される。これも重要なお祭りであるということで、この二つの国家祭祀が再興されることになりました。太政官から特立した神祇官は明治二年七月八日に設置されますが、律令時代にも存在した



星野 光樹氏

神祇官があらためて再興されます。祈年祭やそれから新嘗祭、神祇官、こういう伝統的な祭祀、行政機構の再興が明治維新になされていくわけですが、この間に新しい祭式の形も築かれていきます。

その一つが、祭政一致の布告の翌日に行われた「天神地祇御誓祭」です。慶応四年三月十四日のことです。私はこの天神地祇御誓祭という祭祀は、近代祭祀において、とても重要な式次第になっていると考えております。

この祭祀行事の次第を見ていきますと、まず修祓に当たる塩水行事、散米行事、それから神於呂志神歌が奏されて、献供がなされる。その後、天皇が入御され、御祭文の奏上、こ

奉仕する神職の名前が呼ばれて、うまく口笛が吹けなかったらその祭儀の神明奉仕ができないという神事があるわけですが、その際に神様を降ろす歌としてこの「神於呂志神歌」を奏するということがあります。

これが神降ろしの方法なんだということで、平田篤胤や六人部是香は「神於呂志神歌」を祭典の前に唱えるものとしております。その後、明治維新の後も六人部是香の門人である岡吉胤であるとか、それから大山阿夫利神社に関係する国学者の権田直助も明治時代に入り、この「神於呂志神歌」を用いて神々を降神する行事を行っております。「阿波利矢、遊波須度萬字佐奴、阿佐久良仁、天津神國津神、於利萬志萬世」。そういうふうな歌を三回繰り返し返して詠むという行事が行われておりました。

幕末からの祭式行事を考える場合、この「神於呂志神歌」と、それから玉串に関わる行事が平田派国学者の影響として特筆される点だろうと私は考えております。ただ、ここで見受けられる玉串の行事というのは、祭員はそれぞれが持つている玉串を所役に渡して、そこで左右左と玉串を振ってからそれを案の上に置いて一人ずつ玉串を集めていって、台に乗せたまま、案に乗せたまま神前に奉る。それから斎主も御神前に進み、こちらは太玉串、少し大きな玉串を左右左と振って、その上で玉串を奉り拝礼をするという、このような行事が平

れは三条実美が天皇に代わり奏上しております。その後、天皇が御神拝あそばされ、御誓書の奏上、公卿諸侯の就約、天皇出御、撤供、神阿計神歌、群臣退出と、このような次第でございませう。京都御所の南殿で天神地祇を天皇が自らお祭りをし、公卿諸侯らとともに新しい政治の基本方針、五箇条の御誓文を誓ったという祭儀です。

この儀式が神祭りで行われたわけですが、この祭式を考案したのは、六人部是愛という国学者です。まず、ここで幕末期の国学者と祭式という観点からお話ししますと、正直に申し上げまして、あまり確認できるものはありません。とはいっても平田篤胤が書いたとされる「古道神祭式」があり、これは篤胤全集にも入っておりますが、これに加えて幕末期には、六人部是香、先ほど紹介した六人部是愛の実父になるわけですが、その六人部是香の書いた「禳疫祭奠式」や「神祭式」があります。「神祭式」の方は、後に『私祭要集』という本となり、明治九年に刊行され、こちらの名前でよく知られているところですが、幕末にはそのような祭式書が確認できません。

平田篤胤の「古道神祭式」と随分似通った形で、六人部是香の『神祭式』があるわけですが、共通して言えることは「神於呂志神歌」です。これは神宮の御卜の儀、三節祭に際して行われる御卜の儀では、いわゆる「うそぶき」が行われて、

田篤胤や六人部是香の祭式書に見受けられます。

こういった行事は神社で言うところ、むしろ祭員が奉るものもありますが、どちらかといえば、奉幣式に近いというような印象を受けております。そして、六人部是香の六男である六人部是愛が神祇行政に参画したことで、先ほど述べた天神地祇御誓祭の祭儀案を出すわけですが、その原案が六人部是香の奉務神社である向日神社の資料等に納められています。しかし、実はその資料では玉串に関する行事がありません。これは親不孝というのか、どういうことなんだろうと思つたわけですが、天皇がなされる祭祀であるので、むしろ玉串に関する行事を憚つたのかも知れないとも考えております。しかしながら、はっきりとしたことは現段階では不明です。

六人部是愛のプランにはなかった玉串に関する行事ですが、結局、ここで天皇の御拝に対して、天皇が自ら幣帛として玉串を奉献するという作法が行われることになりました。このようにして、近代の天皇親祭が始まりました。

この天神地祇御誓祭は、近代の神祇祭祀としては、一過性の部分も確かにあります。それは平田派系統の祭式書に見られる塩水行事や散米行事は、その後の国家祭祀では完全に定着しなかったからです。「神於呂志神歌」もこの御誓祭、それから本日、嶋津先生が資料として掲げておられます軍神祭、そこで行われますが、その後は現在の神社祭祀のように

「掛けまくも畏ぎ」というような形で、神様を降神するというような祝詞の方が多くと見ております。玉串についてはそういうことで民間の祭式書に、明治初期、権田直助の活躍のあたりまでは行われていますが、その後は奉幣式に変わっていきます。御幣を左右左と振る。その行事のほうが主流になっていくわけでありませう。

さて、話は戻りますが、このように天皇が自ら祭主であることを示す行事として、幣帛を奉獻し、拝礼する祭祀が神祇にかかる国家祭祀の中で展開していくこととなります。先ほどお話ししました軍神祭では、玉串ではなく矢を天皇自らが軍神に捧げるというような行事が行われていますが、これがその後に展開する皇室の祖先祭祀、これは仏式ではなく神式で行われていくこととなります。この辺りは本日はつしやが、津和野派国学者によって皇室の祖先祭祀にかかる制度をあらためて構築、実践していく。そういった新しい国家祭祀が、仏事ではなく神式の祭祀として天皇自らが行っていくというお祭りが展開していくこととなります。

次に天皇親祭の展開ですが、この点での津和野派国学者の影響については、武田先生が論考や資料紹介のなかで言及されております。僧侶など他人に自分の親、祖先の祭祀を委ねるのではなく、自ら親をお祭りすることが「孝」の実践である

も祖先祭祀において天皇自らが玉串を奉るという次第、行事が定められていることとなります。

明治二年には、神祇官が特立するわけですが、明治二年十二月に歴代の皇霊を神祇官の神殿に鎮座し、また翌年以降、諸陵への奉幣も展開していきます。ここでも、祖霊祭祀ということで幣帛は玉串を奉ることになっていました。諸陵への祭典では、幣帛で玉串を用いられていたわけです。

それから明治三年一月の天神地祇・八神殿、御歴代御霊を天皇が御親祭あそばされます。神祇官の天神地祇、神々と歴代の皇霊を天皇自らが年の初めにお祭りする、行幸してお祭りをするということが明治三、四年と齋行されています。これが、後の元始祭へとつながっていくわけです。

明治四年三月には、神武天皇の祭典に際し、各地方官で遙拜式を執行することが布告されます。中央において天皇が自ら祖先祭祀を行う一方で、地方においても遙拜式が実施されました。神武天皇祭が濫觴となったわけですが、これも武田秀章先生の論文にて説明、解説がなされています。武田先生も触れられています。江戸期の文久修陵事業の後、神武天皇陵に対して奉幣を行うとともに、孝明天皇が遙拜を行ったというようなことで、明治期に入ってから祭祀を行うという

ことで神武天皇祭が行われていきました。これが宮中における新たな祭祀、祭式の動きの一つかと思われませう。

ると主張した国学者たち、つまり大國隆正をはじめ、亀井茲監や福羽美静といった津和野派の国学者が名を連ねて神祇行政に参画し、それを展開したことに大きな意義があったわけ

です。そのようにお祭りをする事によって、倫理的徳目である「孝」を国民に発揚させる、そういう教育的な目的もあり、国家祭祀が制度化されていき、新たな、神仏習合時代の伝統とはやや異なる形で祖先祭祀が行われていくようになったわけ

です。その新たな国家祭祀の中でも天皇が自ら、幣帛として玉串を奉り拝礼をするという、こういう行事が位置づけられていきます。神々を祭る玉串とそれから祖先を祭る玉串が一緒なのかということ、ちよつと簡単には申し上げられない事柄かもしれないが、津和野藩では、藩の中で葬祭改革が行われて、藩民に対して祭式書を頒布し、簡単な祭式書のもとに、神饌をお供えして玉串をお供えして、そして祭詞を奏上するというようなことで行事作法なく玉串をただ奉るのみで、今日のようなものでなく、霊前や神前にただ奉るという作法が定められておりました。そういうことで、玉串奉奠そのものの作法の有無はありますが、まず新たな祖先祭祀を行う上で、玉串がお祭りにふさわしいものとして選ばれていたとも考えられます。そもそも、元々の神祭りが祖霊祭祀を含め、玉串を奉るものであると考えたのかもしれませんが、いずれにして

一方で、神社祭祀のあり方についても変化していきます。神祇官が設立されて以降、二十九社奉幣が展開します。これは明治三年二月に入り、畿内の二十二社、つまり中世以降の伝統的な奉幣がなされてきた神社に加え、武蔵の水川神社のほか、出雲、熱田、宇佐、鹿島、香取、水川、香椎、宗像の各社を対象とした二十九社に対する奉幣が行われます。従前の畿内を中心とする朝廷の祭祀から脱却した新しい祭祀秩序が形成されていきますが、これは、明治天皇以前の孝明天皇の御代に攘夷祈願に際して十社奉幣が行われておりまして、これらの神社に対する奉幣も行われておりますので、この辺りも幕末期に濫觴があるのではないかと思われませう。

また、水川神社の例祭、水川祭は、天皇の御東幸、東京奠都に伴って武蔵国の総鎮守、一宮であることに因み、同社が勅祭の社になるわけですが、この折に水川祭は従前の在り方に加えて新しい祭式が入り祭典が行われています。それは勅使、宣命使や奉幣使が差遣されることになったことで、春日祭や賀茂祭と同様、天皇からの勅使の差遣に対する行事、それから幣帛に対する祓の行事と、それから遷御奏上後の返祝詞などが定められることになりました。祓の儀は、近世以前においては、資料では春日祭や賀茂祭で、今日の神社祭式という修祓が行われたわけでありませうが、この折には贖物というものが用いられました。勅使に差し出される人形や散米、

解繩、これらを用いて勅使自らが被うという、こういう行事として成り立っておりましたが、明治以降はこれらの贖物が行われなくなり、それと勅祭では、先に述べた新儀による天皇親祭とは異なり、齋主自らが幣帛である玉串を奉奠し、拝礼をするというような行事は位置づけられません。

結論を先に言えば、これが明治八年の神社祭式において、玉串を奉り、拝礼ということと定着していくことになり、す。細かく言うと、明治五年二月の官国幣社祈年祭式において、「玉串を執りて拝礼」という行事が定められますが、はつきりと定着していくのは明治八年の式部寮による『神社祭式』以降になります。

それから二十九社奉幣は、朝廷との結びつきの強い畿内の伝統的な神社、二十二社だけではなく、地方の有力神社を踏まえた祭典の秩序が形成されますが、こうした動きにおいて、特定の朝廷との結びつきの強いお祭りが廃止となつていき、まず、臨時祭の停止となります。平安時代以降、天皇の御願祭祀として行われた畿内の特定の神社、賀茂祭が最初になるわけですが、そういった奉幣が廃止となります。その後、明治四年五月十四日の太政官布告によつて、勅祭の伝統は様々にあり、個々の祭式の異なる部分があるわけですが、全国の神社に対して社格を定めて、その社格の下に神職の職制を定め、神社の諸制度を一定の形にするというよう

特にこの元始祭、これが天孫である天皇によるこの国の徳治の本始を祝うという目的、それから皇太神宮御拝式、天祖の徳沢を崇奉する。そして神武天皇祭、神武創業を追想する。これら三つのお祭りを「国家ノ大典」とすることが示されました。

そしてこの同日に、元始祭の制定と同日に「四時祭典定則」と「地方祭典定則」の制定がなされます。本日、高原先生が資料として御用意して戴いておりますが、特に申し上げたいのは「地方祭典定則」です。これについては武田秀章先生が、かつて論考にて資料として紹介されています。なお、宮中・神祇省で行われる中央の国家祭祀、これは神社の奉幣も含むものです。勅祭に対する奉幣、神宮、それから官幣社（従来勅祭社）に対するお祭りです。それらを定めているのが「四時祭典定則」になります。皇太神宮遙拝、神武天皇祭、それから孝明天皇祭、新嘗祭、先帝祭、三天皇祭、三代先までの天皇（先帝三代）のお祭り、祈年祭、月次祭が大祭とされており、これを天皇が親しくお祭りするというお祭りが定められるようなことになりました。

一方で、これが近代の祭祀制度の大きな特徴になるかと思いますが、国幣社以下の神社においても法的な祭祀を行うことが定められます。それが地方祭典定則の内容となつており

ことで、官社以下定額及び神官職制が定められました。また同日の別の太政官布告で神社は全て「国家の宗祀」であるということが布告され、世襲神職を廃止し、以降は精選補任することが定められます。ここに神社祭祀が法的な位置づけを与えられて、祭式や神饌、幣帛が一定となる基盤ができたことになりました。

そのようなことで、神社祭祀を社格に応じてお祭りを展開していくことと宮中において新しい祭祀、伝統的な祭祀を含めて国家祭祀を再編することが明治四年以降に行われ、それが一層加速していくわけです。その後、神祇官が廃止され、明治四年八月には神祇省が設置され、福羽美静や門脇重綾といった国学者によつて神祇行政が推進され、宮中において天皇が皇祖・皇霊・天神地祇を親祭する体制が整備されて、これがのちの宮中三殿の祭祀につながっていくことになりました。

明治四年九月には、神嘗祭に併せて宮中においても皇太神宮の御遙拝と賢所での御祭典を行うことが布告され、同年十月二十九日には元始祭が制定されます。正月三日に行われていた神祇官への行幸を元始祭と改めます。歳首、つまり年の初めに、天孫降臨以来、連綿と皇位が受け継がれていたという国の基の始めを奉祝するために、皇祖・歴代皇霊に対して祭祀を行う。こういう趣旨により、お祭りが行われることになりました。

ます。祈年祭・新嘗祭・例祭に地方官の官員を差遣し、幣帛が供進することを定めます。このような幣帛供進のお祭りを定める一方で、「国家ノ大典」とされる元始祭や皇太神宮遙拝、神武天皇祭といった祭祀・神事についても定められることになりました。

四時祭典定則以後の祭式について、天皇親祭を見ていきますと、それまでは幣帛を奉つて拝礼をするということが行われ、その幣帛の多くは玉串が奉られていましたが、幣帛が奉られる、これとは別に齋主である天皇みずから玉串が奉られるという今日のような祭式が成立していることが分かります。このことは玉串だけでは国家祭式の幣帛としては不備があると考えられたためかと思われ、このようにして、公から供出する幣帛とは別に齋主が奉る幣帛としての玉串が、それぞれ奉られるという祭典の次第になりました。

こうした国家祭祀・神社祭祀の再編がなされ、明治五年三月には神祇省が廃止となり、祭典・儀式に関することは式部寮が管轄、宗教・教化に関することは教部省が管轄することになりました。祭祀関係の法令においては、実際は式部寮と教部省がそれぞれ協議をしながら祭式を定めていったという経緯があります。そのようにして新たに官国幣社祈年祭式、大祓式、元始祭式、神武天皇・孝明天皇遙拝式といった祭式が定められていきました。

明治五年十一月九日には「改暦の詔書」が發布され、太陽暦が採用されますと、同年十一月十五日、神武天皇即位日を祝日と定めて祭典が執行されるということになりました。翌年一月には五節句を廃止して、神武天皇即位日と天長節を祝日とし、明治六年三月には神武天皇即位日を紀元節と称することになりました。この後、神社においてもこの天長節、紀元節に合わせた神事が齋行されていくことになります。

翌月の明治六年二月には、神宮を除き、勅使の差遣が廃止されるということでありまして、勅祭であった官幣社の例祭においても国幣社と同様、地方官員が参向し、翌三月に官幣社の例祭の祭式（「官幣諸社官祭式」）が制定されます。地方官員に対する祓はどうなったのかと言いますと、勅祭の名残でしようか、勅使の差遣に対して祓の行事が行われております。地方祭典定期の、地方祭典とあるこちらの資料には、国幣社に対しては修祓、祓の行事はないので、官幣社の例祭、従前の勅祭の行事として修祓が位置づけられていたことが分かります。ただし、まだこの時点では玉串を奉る拝礼というような行事は行われておりません。

この頃の祭式の動きとしましては、四時祭典定期以降の奉幣における祓では、これも四時祭典定期以降、中臣祓ではなく、祓詞が選定されています。平田篤胤が考案した「禊の祓詞」をもとにした祓詞の官製版です。中臣祓と比べると非常に短

別が設けられて、この区別の基に今日においても規定で大祭、中祭、小祭のそれぞれの祭式が定められたということでございます。

藤本 星野先生より、明治維新後の天神地祇御誓祭から始まって大正三年の官国幣社以下神社祭祀令の制定までを一気に要約して戴きながら、その経緯を詳説して戴きました。

維新後、国家祭祀の再編という中で、改めて神社制度、特に神社祭祀と祭式に関する制度の変遷というものを、特に行事や作法も含めてですが、星野先生のお話のなかでは、一つは「奉幣」、あるいは「祓」や「玉串」というものが近代の神社祭祀、祭式を語る上でのキーワードの一つではないかと思っただ次第です。

それでは、次に高原先生から明治八年の「神社祭式」を、星野先生とは別の角度から、とくに奏楽といった問題についても少し触れつつ座談会の資料を作成戴いたとも思いますので、その点も踏まえながらお話を戴ければと思います。

式部寮編纂『神社祭式』が与えた影響

高原 今、星野先生からのお話がありました。私自身は、星野先生のご指導も戴きながら、現在、國學院大學にて祭式指導を通して神職養成の一端に携わっております。

い文言となっていて、これが用いられるようになったということ、明治五年七月以降の幣帛は、伝統的な布帛類ではなく、布帛に代わるものとして金貨（幣帛料）が奉獻されることになりました。

このような祭式の変化を経て、つぎに官幣社、国幣社それぞれの祭式を定める必要が出てきました。何を区別するのかというと、この「神社祭式」において、官幣社の例祭の祭式とそれ以外の祭祀を区別したということでございます。官幣社の例祭には、地方官員に対して「祭儀具するの由」を述べて、祓の行事が行われたということでありまして、このような特徴づけがなされるものの、一方の見方からすると、これは祭典上の不備とも言えます。

結論を急ぎますが、大正三年一月二十四日の官国幣社以下神社祭祀令制定がなされ、その後、官国幣社以下神社祭式が定められますと、このような不備を解消すべく、神宮の神官、官国幣社以下の神職、それぞれが祓を行い、それから勅使だけではなく宮司が祝詞を読むというような式次第が変わっているというようなことで、新しい神社祭式が定められたというところでございます。

それから従前の法令では、神社の祭祀も遙拝式や大祓も一緒くたにされていましたが、これも明治二十七年に区別がなされて、その後大正三年において大祭、中祭、小祭という区

私の奉務神社は、山梨県の甲斐奈神社でして現在、宮司を務めております。私自身は、雅楽や舞楽の素養はほとんどございませんで、神社の奏楽について語る資格はないのかも知れませんが、しかしながら、長年、自身が行ってきた「祭式学」の研究のなかで、近代の祭式作法や祭祀の解説書を数多く考察してきたこともあり、その中には、神社における奏楽に関する事柄もございまして。ゆえに、その辺りを含めてご紹介したいと思っております。

先ほどの星野先生の話の通り、明治維新から大正三年に至る一連の流れと経緯、背景は星野先生のお話に尽きるわけですが、先ほど冒頭で藤本先生のお話にありましたように、明治八年の「神社祭式」が制定されて、今年、令和七年がちょうど一五〇年という節目ということ、それから昨年、令和六年は大正三年の様々な神社祭式に関わる制度が整備された年から一〇〇年です。また、明治四十年に神職のお祭りの作法、行事が定まった「神社祭式行作法」が制定されてから、間もなく令和九年に二〇〇年となります。今日の神社祭祀制度に大きな影響を与えている、それぞれの祭祀の法令が成立して一〇〇年を超える節目を迎えている。こういう中で今後より良い制度を設けていくためにも、過去を振り返ることは、非常に意義深いことだと思ひまして、そのような意義も踏まえて、まず明治八年の「神社祭式」を振り返っていきこうと思



高原 光啓氏

います。

明治八年の「神社祭式」に関わった式部寮の首脳陣について、まずは、三人の人物を紹介しておきたいと思います。

一人目は、式部頭の坊城俊政です。この方は明治十一年に橋本実梁と一緒に雅楽課の改革の演説を行っており、雅楽にも関わりが深かった人物です。もう一人は式部助の橋本実梁です。橋本は、明治十六年に当時の政府中枢にいた右大臣の岩倉具視に雅楽の保存と雅楽家の保護を願出て、それが聞き届けられることとなり、その点では雅楽の伝統の継承に大きな功績を残した人物です。

もう一人は、式部権助であった五辻安仲です。五辻家は神

あるとか、それから奉り方がすごく大事なんだということが、この坊城、橋本、五辻の三名の考えでもあり、式部寮としての考えだったわけなんです。

では、その幣帛の奉り方の作法はどうであったかと言いますと、祭祀関係法令に規定される諸作法を見ていきますと、先ほど星野先生からも指摘がありました。新儀として幣帛を奉献し、拝礼する作法が展開していき。まさに神社祭祀においても幣帛を奉る作法が明文化されていくわけです。その初めに「祈年祭式」では神饌を伝供した後、拍手拝を行う。それから同じく「祈年祭式」で幣帛を奉って、拍手再拝ということ、神饌と幣帛をお供えしてもちよつと作法が違うんです。さらに、明治六年の祈年祭式になつていくと「神官ノ長官幣物ヲ案上ニ奉ル再拝拍手」ということで、ここで再拝拍手という作法が出てきます。それを受けて、明治八年の神社祭式では御扉開閉、それから御幣物、玉串拝礼も同じように祝詞に際して再拝拍手というものが明記されて、拝を二つ繰り返す「再拝」という作法とそれから拍手を組み合わせた「再拝拍手」という作法が、以後神職の祭祀での作法の基本として位置づけられる。そういう意味で、この「神社祭式」は非常に大きな影響を与えたということが明らかです。

その制定過程を簡単にたどりますと、明治五年から六年にかけて、この原案・草稿が編纂されています。式部寮は明治

楽の家筋でして、明治三年には雅楽長を務めたり、伶人が欧州の音楽を伝習するときに海軍との交渉に当たっております。いずれにせよ、この式部寮の三人の首脳陣は、近代の雅楽にも、神社の奏楽にも非常に関わりが深い人物です。

先ほど藤本先生から式部寮の『神社祭式』の冊子の現物を見せて戴きましたが、その冒頭に「上神社祭式表」という文章があります。これはさきほどの三方が連署して作成したのですが、そこには「臣等伏シテ以ルニ中世以降祀典ノ修マラサルヤ久シ維新ノ始メ神祇ノ官ヲ置キ古典ノ頽廢スル者漸ク以テ振興シ全国ノ社格ヲ定ムルニ至ル夫レ幣ニ官國ノ別アリ社ニ府県郷村ノ等ヲ立ツ幣帛ノ奠籩豆ノ享一定ノ式無ル可ラス於是^{臣俊政等}とあります。この一文が非常に大事でして、先ほど星野先生から神社祭祀において祭式や神饌、幣帛が一定となる基盤ができるということを御指摘戴きましたが、まさにそのことに直結するのがこの「上神社祭祀表」の文章です。

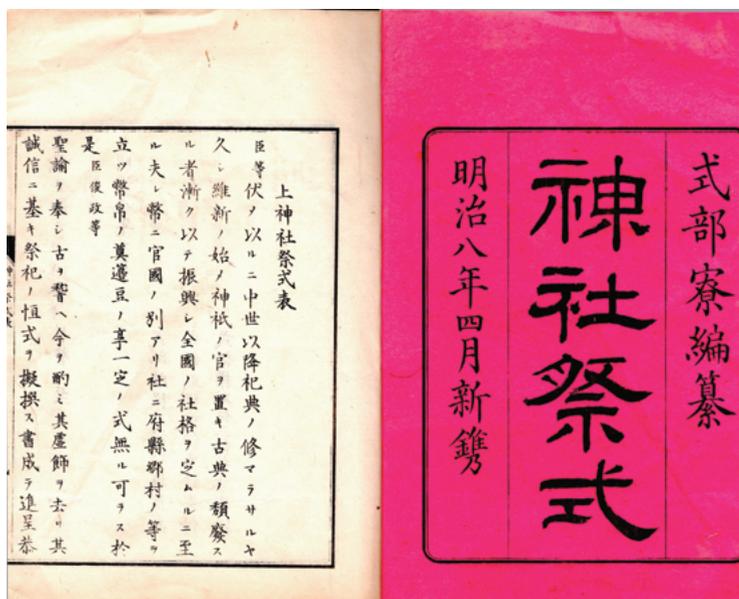
また、幣帛の制度が決まったのでということについても、ここが大事なんですが、「幣帛の奠」それから「籩豆の享」は一定の式が不可欠である。「幣帛の奠」というのは、幣帛の進め方、置き方。それから「籩豆」というのが、「籩」というのは竹の器であつて「豆」が木の器ですから、竹器、木器、そういったもののさきげ方、つまり幣帛、神饌の内容で

七年四月に「神社祭式」の原案を太政官正院に上申しました。翌五月には議決がなされましたが、実際に布達されたのは翌年、明治八年の四月十三日、ここに一年ぐらゐの時間が経過してしまっていることとなります。

この一年間に何があつたのかというと、かつて阪本是丸先生が御指摘されていますが、式部寮はこの神社祭式を太政官布告という形で、一番重い法令の形で出したかったが、太政官は、神社祭式はそこまで重い法令ではないんだということ、その点での見解の相違があつて、結局は式部寮達という形での通達になつたわけなんですけれども、達ではあるけれども実際には先ほど紹介した『神社祭式』冊子の冒頭の「上神社祭式表」の文章にあるように「神社祭式」を明治天皇に奉るという上表文を添えたわけです。法令としては、非常に珍しい形として布達されたというのが特徴です。それが一点です。

また、これも先ほど星野先生からお話がありました。天長節を神事として、祭祀として式部寮はやりたいと考えた。しかし、太政官は、その必要はないと考えて、結局、天長節という取扱いで意見が分かかれ、一年ぐらゐの時間を要してしまつて、明治七年に議決はしていたものの、修正が重ねられて明治八年四月に布達されました。

八年四月に布達されたのは官国幣社の祭式でしたが、府県



式部寮の「神社祭式」

社以下の神社はどうするのかという各所からの問いが多く寄せられ、結果的に同年の八月に府県社以下も神社祭式に準じた作法、お祭りをしてくださいということになります。

社以下ではないのかと考えられます。その意味で明治八年の「神社祭式」の与えた影響は非常に大きいものがあつたと思います。

少し話は飛んでしまいますが、先ほど星野先生が仰つていた祭祀の区分の問題については、先生のレジュメに記されておりますので、そこは星野先生に委ねまして、私からは、「神社祭祀令」であるとか、大正三年の祭祀制度が整備された背景を少し御紹介したいと思います。

神社祭祀令の制定に携わつた神社局の局長や井上友一、実際の素案に携わつた神社局の内務書記官は、のちに三重県知事を務める長野幹です。長野の言葉にもありますように、明治の終わりから大正二年くらいにかけて、神社局内で神社祭祀制度の改正に向けて議論を行つていました。それから同じく制定に従事した八束清貫の発言にもあるように、宮中・府中の分離があつて、それから明治二十二年の大日本帝国憲法の発布があつて、関係する法律規定が整備されましたが、神社祭祀に関する規定があまりにも立ち後れていたわけですから、ゆえに根本的に神社祭祀関係法令の整備を必要としたということになるわけです。

一方で明治二十六年には内務省訓令第十八号が出されました。これが非常に興味深いのが、明治二十六年当時のお祭りの在り方としまして「神社は祭典祝日につき欠くべからざる

この式部寮の「神社祭式」の与えた影響は、①祝詞奏上の作法を規定した②祭場と礼法の関係を明らかにした③祭場（祭具を含む）を示したという点が挙げられるのですが、①の祝詞奏上の作法、再拝拍手を規定したということがとくに重要です。この再拝拍手という取決めが明治四十年の「神社祭式行作法」にも大きな影響を与え、それは今日の神社祭式同行事作法にも影響を与えているということです。

それから「神社祭式」では祭場を示したということがあります。先ほど皆さん方にお示ししました私の追加資料に「神社祭式の付図」がありまして、こういう形で社殿の配置が示されたわけです。「神社祭典式図解」というものが出されました。恐らく明治二十年頃に発行されたと思われませんが、式部寮の「神社祭式」と全く同じような形で、とある県からの達として添付されています。

それと同時に神社の社殿の「制限図（大社制限図）」というものがあつます。これは、明治八年頃に教部省が官国幣社以下府県社に至るまでの神社の社殿の配置の在り方を示した図になるんですが、「神社祭式」の付図とほぼ一致しています。この「神社祭式」の付図は式部寮の管轄であり、それから社殿の制限図は教部省の管轄ですが、同じような社殿の配置、構造を示していたわけです。これを見ると、後々の社殿の在り方も式部寮の「神社祭式」が影響を与えていたことが分

儀式もある」と。しかしながら「宮司権宮司はもちろん禰宜といえども官祭をはじめ月次祭典等いわれなく欠席相ならず」ということで、この当時こういう訓示が出されるほど、祭祀の齋行の実態が問われていたのかもしれない。

同じく明治二十六年の神官神職服制、これも星野先生が触れておられます。明治二十七年に神官神職服制が定まるわけですが、この前年に「近年に至つて旧来の制を乱すもの少なしとせずその甚だしきは参内等大礼服着用の場合狩衣浄衣の類を着用する者あり」。本来なら大礼服着用なのに、狩衣や浄衣で参内してしまうような神職がいる。これは当初の布告の趣意にも悖つている。この儀式の趣意をたがえていく甚だしきものなので、改めて服制を定めて旧来の秩序を保つべく神社の神職の服制を定めたということで、明治二十六年頃に政府も神職の資質の向上に力を入れていたことが分かります。

同時に「神社祭祀ニ関スル件」につながっていくんですが、先ほどの八束先生、長野幹の話にも一致するように、様々な不備があつてそれが免れない。「今や時勢の進運に伴つて神社のこと祭祀の目共々曩日と同じからざるありて」ということで、法律の整備が遅れているので改正する必要があるんだというところが公文書にありまして、神職の資質の向上とそれから法律の整備の背景の中で、大正三年の神社祭祀制度の整



藤本 頼生 氏

備が行われたということです。

それを端的に表しているのが大隈重信の訓示です。大正三年五月の地方長官会議において「神社ノ崇敬ハ国民道德ニ至大ノ関係ヲ有ス此ノ美風ヲ涵養センニハ祭祀ヲ鄭重ニシ神社ノ施設ヲ完フシ神職ノ適材ヲ得ルニ在ルコトハ從來屢々訓示又ハ指示シタル所ナリ曩ニ神社ニ関スル法規ヲ統一シ近クハ又神社祭祀 令並祭式ヲ改定シタルモノノ実ニ此ノ趣旨ニ外ナラス各位ハ此ノ際は等法規ノ整備ト相俟ツテ神社ノ内容ヲ整ヘ 神職ノ風紀ヲ嚴肅ニシ人心ヲシテ益々神社ヲ崇敬スルニ至ラシムル様留意セラレンコトヲ望ム」という内容の訓示を行っております。まさに神社祭祀制度を整えて、人心、神職の

における神仏分離・排仏の推進役とともに諸改革を行っておりますし、その点でも非常に興味深くお話を伺った次第です。

高原先生のお話を聞いていて、大隈重信内相の訓示も最後に出てまいりましたが、これも星野先生の先ほどの神社祭祀の話にも関わってくる問題でもあります。幣帛とか玉串の奉奠を定める一定の式が定まつていく意味、あるいは先ほど神社の社殿の制限図のお話、いわゆる大社制限図の話もありましたが、神社における諸々の祭祀とそれに伴う神社の在り方、つまり明治期以降において、神社とは一体何なのか、それに伴う祭祀とは一体何なのかということ。これはまさに大隈重信の先ほどの訓示にも出てくることでありますが、敬神觀念を涵養するためにも、神社祭式が与える影響というものを考える。その意味でもとくに明治八年の式部寮の神社祭式は一体何だったのか。明治天皇への上表文を添える、添えないという話も高原先生からありましたが、再拜拍手も前近代、江戸期幕末まではそれぞれの社でバラバラだったものを一つに統一しながら、それでも統一ができていないものを大正期にも一度考え直して、定め直ししようよと、制定し直した意味は一体何だったのかということ。そういう点を含め、奏楽の問題も出てくるわけです。その辺りは、後ほど少し補足頂けるのかと思いますが、今日のお話は、祭祀とそれに伴

風紀を嚴肅にするということ、人心を嚴肅にして神社を崇敬するに至らしめるということ、そういったことが図られたことが明らかに。そういう背景の中で、大正三年の祭祀令の整備が行われたということも忘れてはいけないのではないかと思います。

なお、神社祭式と奏楽に関してはまた時間がありませんらお話させて戴ければと思います。

藤本 高原先生にはこの後の嶋津先生にお話を戴く仲立ちというのか、橋渡しをして戴いたような格好でお話を戴きました。大正三年の神社祭祀令の制定についても堅実かつ緻密な考証をなされた御研究をお持ちの高原先生からお話を頂戴したわけですが、先生のお話のなかには、式部寮の「神社祭式」のお話のなかから、特に雅楽ともゆかりが深い人物が登場しております。

お話のなかに登場した一人、橋本実梁は、もともと攘夷派の公卿で戊辰戦争でも活躍し、その後、度会府の初代知事ともなる人物です。また、五辻安伸も東京招魂社の設立当初、今の靖國神社にあたる東京招魂社の最初の祭祀が行われた際に、勅使として差遣された人物です。彼らが特に神祇行政、祭祀と雅楽にゆかりが深いというのは大変興味深い事実です。橋本実梁は、明治初期の神宮改革にも深く関与した浦田長民（明治五年〜十年に神宮少宮司）が橋本のもとで度会府う先ほど制限図の話もありましたが、神社らしい社殿の在り方を定めていく中で、一方で、その社殿・境内の中で行う祭祀の中に奏楽もあるわけです。これについて一体どういうふうに整備をされていくのか、あるいは神宮も含めてですけれども、この点を明治期の神社祭祀における雅楽導入の研究をなされ、当該問題について非常に御造詣の深い、嶋津先生から奏楽、雅楽、楽を奏するということの中に、明治以降の政府、神社との関係性というものについて、少しお話し戴ければと思います。

近代の神社祭祀と雅楽の導入

嶋津 御紹介戴きました廣田神社禰宜の嶋津です。雅楽活動については博雅会という会で行っております。神社祭祀と雅楽の関係については、國學院大學大学院に在学している頃、何故神社祭祀に雅楽を用いるのが当然とされているのか、疑問を抱いたことがあります。何故かというところも法会で雅楽が用いられますし、天理教も雅楽が盛んです。では、どうして神社において雅楽を演奏する、奏楽をするのが必要なのか調べてみる必要があるだろうということで、神社祭祀における雅楽の導入や、神宮祭祀における雅楽の導入などを研究していたことがあります。本日は、その際に纏めたもの



嶋津 宣史氏

に基づいてお話をしていきたいと思っております。

最初に近代の神社祭祀に雅楽が導入される前提として、宮中の祭儀が新しく整備されてゆく過程、天皇祭祀の中で雅楽が導入されていったところがまず一つの前提になるんだらうと思っております。今日の資料として私が提示した「神社祭祀と雅楽」という年表に記しておりますが、明治元年に紫宸殿において、星野先生が紹介されました軍神祭、そこで「神歌」というものが奏されているのが初めだろうと思っております。神降ろしと神上げの神歌とありますが、それが音楽性を持ったものなのかどうか明確でないところがございます。音楽史の研究をなされている東京藝術大学の塚

原康子先生は御著書の中で、確かそれを除外していたと思います。一方、近代神道史の立場から阪本是丸先生は、これもあるいは音楽であったのではなからうかというような可能性も示唆されております。

そして同年、即位礼が行われますが、その際に「大歌」という楽が奏されています。これも従来の即位礼にはなかったことでございます。そして同年に行われました新嘗祭に「神楽歌」が奏されています。

そして明治二年、神祇官にて国是確立奉告祭が行われた際に降昇神に「唐楽」。笙、箏、篳篥、笛の三管の楽が奏されている。それが翌年の明治三年の祈年祭になりますと、開閉扉、神饌供撤に「催馬楽」が奏されているという例が見られます。そして同じ年の神武天皇祭の神饌供撤にも「神楽歌」が奏されている。この新しい祭典の中で神饌をお供えする、撤する、それから御扉を開ける、閉める。その二つの行事に「神楽歌」、日本古来の歌曲を演奏するということが試みられるわけです。それまでは器楽による唐楽が用いられることもありましたが、日本古来の、渡来の音楽ではない神楽歌を祭祀の中で取り入れるのが妥当ではなからうかということで、神楽歌が演奏されるようになります。

そして同じ年に太政官に雅楽局が設置されます。これは従来の京都、奈良、大坂に展開されていた楽所、それを東京にされたのが嚆矢です。それを見ますと、「官国幣社祈年祭式」では宮司開扉中に奏楽が規定されておりまして、「神楽歌或は社頭相伝の楽等適宜」とあります。ちょうど明治六年、宮中祭祀の中でも「神楽歌」が用いられているときでありますので「神楽歌」となっていますが、地方の場合はなかなか神楽の伝習がうまくいかないこともあって「社頭相伝の楽」というのが付加されています。

そして明治六年、式部寮達「官幣諸社官祭式」の中にも開扉・献饌・撤饌・閉扉の際には「神楽歌を奏す」とあります。これも宮中の儀式に倣って、「神楽歌」という規定がなされていますが、「神官奏楽を心得ざれば之を略するも妨げなし」とあり、奏楽ができなければやらなくていいよというような規定になっておりました。

そして明治八年の式部寮達、つまり「神社祭祀」の制定です。このときには、開扉・献饌・撤饌・閉扉の際には、「この間奏楽」とありまして、「神楽歌」という注記が消えまして「奏楽」になります。これも恐らく宮中の天皇祭祀の中で、「神楽歌」を奏することが元の「唐楽」の奏楽に戻ったことを受けての規定ではないかと思いますが、「この間奏楽」という表記になります。そして、「神官奏楽を心得ざれば一社相伝の神楽歌を奏すべし。又略するも妨げなし」という注記になっていきます。

一極集中させるという政策でございます。この際、宮家、堂上諸家の琵琶、それから箏、和琴、神楽などの伝授を停止します。江戸時代まで行われていた、家職としての雅楽の演奏権、伝授権、それを一旦廃止して、太政官の雅楽局に集中させました。五辻家もそうですけれども、従来、神楽を家職とする公家があった。そういう堂上公家が家職として伝承してきた神楽の演奏権と伝授権を一旦天皇にお返しすると言いますか、天皇の下に集中させて、従来それを習っていないか、それぞれの楽人に教えていく。そうすることによって神楽を演奏する人数を確保するという目的がありました。

そして、新しく興された新儀の祭典におきまして、「神楽歌」を演奏するということが行われたのですが、明治七年になりますと、孝明天皇例祭のときに奏楽が従来の「唐楽」に戻されていきます。そして明治十二年に新嘗祭を除く恒例祭典の神饌供撤が「唐楽」になります。最初は「神楽歌」が取り入れられていたのが、結局、元の通り、渡来音楽の「唐楽」の奏楽に戻るといような流れになります。

そして、神社祭祀との兼ね合いでこの神楽、奏楽について見ますと、これは高原先生が資料に基づいて示して戴いております、後で詳しく補足があると思いますが、簡単に言いますと神社祭祀の雅楽導入は、明治六年に、式部寮「神社祭祀」の草稿に当たる「祭儀」「祭式」が式部寮の官員によって作成

ここで一旦、神宮の方に目を向けて載きたいと思います。神宮祭祀の雅楽の導入ですが、明治四年に神宮の諸制度が御改正になります。そして御改正後、初めての神嘗祭の際には式部寮の伶人が神宮に参向して、神饌献撤の際には「神楽歌」を奏します。

これを受けて明治五年、神宮の職員が行く行くは祭典奏楽を自分たちの手でしていきたいと考えているので、何とぞ雅楽の教習をお願いしたいということで、京都に置かれていた西京出張雅楽局において舞楽と三管の教習を受けます。ただ、このときは神宮の職員と言っても、当時の神宮の神職ではなく、旧桑名藩の藩士、桑名藩で奏楽を担っていた人をわざわざ招いてきて、そして西京雅楽局に伝習に向かわせています。この目的は、将来は祭典の奏楽も視野に入れてのことでしたが、むしろ当時、廃止された神宮の御師の私邸で行われていた御神楽に代わり、神宮の宮域内に祈禱所をまず設置しなければいけない。そして、たくさん押し寄せる参宮者の願いに応じるための、従来の御師の館で行っている神楽ではなくて、神宮の中において行う祈禱所、そしてそこで行われる新しい神楽は、宮中から伝えられた舞楽、それから雅楽を基調とした御祈禱を念頭においての伝習であったということです。

そして徐々に、内宮祈禱所が竣工した明治六年の神御衣祭、月次祭、天長祭等、式部寮から伶人が参向しない祭典につい

ては、神宮楽員により「唐楽」を奏楽していくことになっていきます。伊勢の神宮においては、そのような祈禱所の設置に関連して雅楽、舞楽の伝習が行われる。そしてその後、祭典の奏楽というような流れがあるということです。

神社祭祀における奏楽に話を戻しますと、大正三年の「官国幣社以下神社祭祀令」の大祭式を見ますと、開扉・献饌・撤饌・閉扉に「この間奏楽」と規定されていきます。注記にあった「一社相伝の神楽を奏すべし」それから「又略するも妨げなし」という文言が消えています。奏楽は略さず、行わなければならないということになるわけですが、そのように規定がなされます。

それを受けまして、神職に対しての雅楽教習が本格的に始まっていくわけです。神職が雅楽を教習した事例も調べてみただのですが、お配りした資料の中で抜け落ちておりました事例がございます。本日お見えの寺内先生の論文「明治期静岡県下の雅楽の広がりについて」には、明治四、五年頃、旧紅葉山楽人という江戸幕府に使えた楽人、これが明治時代になりましてから最後の徳川将軍であった慶喜に従って静岡に移住する。この中に東儀音和(おとわ)という人物がおりまして、この方が静岡にて神職に雅楽を教習したという記録を紹介されています。

大正三年に神社祭祀令が制定されますと、奏楽については「略するも可」という注記がなくなりますので、これは奏楽をやらなければいけないんだということで、官国幣社の宮司らが危機感を覚えます。というのは、例えば十一月二十三日はどの神社でも新嘗祭ですから、楽人を呼んだところで、あちこち掛け持ちをしなければいけないとか、あそここの神社に楽人を取られてしまうと、うちの神社の奏楽ができなくなるとか、そういうような弊害も出てくるわけです。ゆえに何とか雅楽人口を増やしていかなければいけないということで、東洋音楽学校に雅楽科が開設されて、広く雅楽を学ぶ神職さんを増やしていこうという試みが始まるのですが、蓋を開けてみると神職の入学者が少なく、いわゆる好事家が多かったというようなことも記録に載っています。どうも、うまくいかなかったようです。

再度、皇典講究所で神職講習会において雅楽科が置かれるのが明治三十六年です。そして、今日お配りしました年表では、色々ところで雅楽教習が試みられますが、どういう方が先生でいらつしやつたのかということについては、江戸時代にかなり雅楽が普及しておりまして、国学を学んだ豪農層、そういう層までも雅楽を学んでいたということ、それから各藩の大名たちが雅楽を学び藩校の釋奠で、藩士が楽を奏していたということが近年の研究で分かっております。そういう雅楽を学んだ人たちが地方にいたおかげで、雅楽教習が進んでいったようですが、民間の雅楽人たちが、どこまで大手を振って神職に対して雅楽を教えることができたのかどうかは、いまだ不明な点が多い。ただし、地方においても雅楽教師が散見されることだけは事実です。

大正期には、各地の神職会が雅楽講習会を開催しております。昭和初期には、伊勢神宮においても雅楽講習会が開催されておりました、現在に至っております。そして、昭和七年には神社音楽協会、これは寺内先生から後でお話しになられるかと思うんですが、「浦安の舞」を創作した多忠朝が中心となつた神社音楽に関する組織が設立されて、神社音楽の普及に尽力されていくわけです。

そのような経緯で、神社祭祀と雅楽が関係していくわけ

す。神社祭祀に楽を奏する意義とは一体何なのかということ
でござりますが、神社祭祀同行作法の解説にある、一文が
一番簡便にまとめているものと思っております。

楽を奏することは「祭典は終始厳肅を期すべきはいふまで
もないが、其の厳肅のうちにも神慮を慰め奉ると共に、信仰
的情操を深め、全体に神聖な潤ひと和やかさを生ぜしめね
ばならぬ。これが神事に於て音楽歌舞を奉奏する所以であつ
て、これにより神人和合の境地が醸成せられるのであるから、
其の奉奏に当つては、此の主旨に副ふものを選び、此の目的
を達するやう努めねばならぬ。音楽歌舞を奏することは、た
だ伶人（業師）にのみ委ねることなく、神職或は氏子崇敬者
に於ても、これを奉仕すべきである。さきに朝日舞（宮司舞）
豊栄舞（乙女舞）の歌舞などを新に作つた所以のものも其の
一つの試みである」とあります。これは戦後、神社本庁が設
立されてからの解説ではありますが、祭祀に関わる側として
は、このような意義で音楽を奏するべきであるということが
端的にまとめられているのではないかと思います。

神社祭祀に雅楽が用いられたきっかけは、天皇祭祀の整備
に端を発するものであり、また天皇祭祀、それから神社祭祀、
これが一体的に行われるべきということで導入されたものと
考えられます。

藤本 嶋津先生からは、近代の神社祭祀制度の制定時期、

て楽が維持、保たれていく素地が築かれていたのではないか
というお話でした。一方で、明治期から大正期にかけて祝祭
日や、神社祭祀制度が整うなかで、楽人はお祭りが重なる
ときには、どうしてもある一定、特定の神社に重なってしまう
こともありまして、そういった中で祭祀の中における奏楽
を維持していくことの難しさが浮き彫りになっていった、その
ようなお話だったのかなと思います。

さて、今日は、神戸大学の寺内直子先生にお越し戴いてお
ります。お話としては、嶋津先生とも少し重なるところもあ
ろうかとは思いますが、寺内先生には音楽史、芸能史の観点
から、先ほど嶋津先生からも紹介されましたが、静岡県
の雅楽導入のお話、幕末から近代への転換の中で雅楽におい
ても慶喜公の駿河への移動との兼ね合いといった問題もありま
した。それからもう少し後の話も、先ほど嶋津先生からも寺内
先生が後でお話になるのではということでお話がありました
が、紀元二六〇〇年の前提となる時期のいわゆる神楽舞、神
社音楽という問題、これをどうするかという中で、「浦安
の舞」の制定であるとか、そういったようなことも含めてで
すが、神社本庁では現在、祭祀舞と呼ばれる舞が制定され
ておりますが、戦前からの奏楽、舞楽の部分についても少しお
話し戴ければと思います。よろしくお願いいたします。

近代初期における神社祭祀における雅楽の導入についてお話
し戴きました。家職としての雅楽・楽人というものが、明治
維新後、雅楽局になっていく。そういう中でいわゆる神楽歌
から奏楽へというようなお話もありましたが、いわゆる雅楽
が一つにまとまっていく、維新前は個々にバラバラだった
のが、明治になって再編され纏められていく。そういった中
でのもう一つの問題、神宮の御改正の中で御師の神楽とい
うもの、指定で行っていた神楽が祈禱所が変わって、今の神楽
殿でありますけれども、そういったような問題。あるいはもう
一つはそういった中で音楽教育の難しさ、いわゆる奏楽、祭
祀の中での奏楽という問題も考える上では大きな点です。こ
れは今でも神社本庁でも非常に苦労されているところではあ
りませんが、どうやって祭式講師であるとか、あるいは
どうやって雅楽の指導者、祭式の指導者、祭祀舞の指導者を
養成するかということなども近年、問題となつていますが、
そういった問題は既に近代の段階からあったというようなお
話も戴きました。

一方、嶋津先生のお話のなかには、雅楽の場合はどうい
う人物が先生を務めたのかという問題もあるということにも触
れられておりました。明治初期までの当時は国学を学んだ豪
農層の中に、あるいは各藩の藩士にも釋奠などで楽を奏する
ものがいたというような中で、いわゆる民間の雅楽人によつ

「儀式」「空間」「担い手」でみる奏楽の近代

寺内 本日はこのような座談会にお招き戴きまして、本当
に感謝申し上げます。神社祭祀の詳しい変遷の歴史など、大
変勉強になりました。本当にありがとうございます。

私は、雅楽の歴史について研究しており、楽人の日記など
を読むのがとても好きなものですから、そこからわかる近代
になつてからの雅楽の世界の変化、神道儀式の制定との関わ
りについて思っていることをお話させていただきます。

先ほどから高原先生から、明治期に制定された神社の社殿



寺内 直子氏

の制限図などもお示しいただきました。それから祭式と奏楽の手順についても色々ご説明いただきました。

儀式とは、私の理解では、パフォーマンスの一種だと思っています。つまり儀式は身体を使って、声や体で何かを進行していくことです。もちろん、祝詞に込められた意味、拍手という行為の意味などはとても重要な分析視点です。けれども、パフォーマンス自体に注目して芸能史的な立場から見ると、神社の儀礼は興味深い事例であると思います。江戸時代までは、色々なお神楽が各地にあつて、そのような歌舞音曲なども儀式の一部を構成していたことを最初に捉えておきたいと思います。

また、儀式とは、要するに時間の流れの中で続いていく一連の手順と捉えられます。一方でどこで何をやるか、誰がどういうふうに関与するかという、場や空間からの観点も重要です。パフォーマンス論の分析では、どこでどういう音響がいつ聞こえてくるのか、空間と時間の流れの中で何が進行していくのかに注目します。よつて、先ほど社殿の制限図をお示しいただいて、今、脳の一部分がすごく活性化して祭祀と奏楽を（空間の観点からも）お話をしたいなと思つたのですが、時間の関係からそれは割愛して、用意したレジュメに沿つて簡潔にお話致したいと思います。

明治以降の儀式あるいは雅楽の歴史にとつて重要なこと



昭和6年頃の祭典時の倭舞（香川県神職会発行の絵葉書より）

は、一つは担い手です。雅楽を誰がやるのかという担い手の問題。もう一つはもちろん儀式に用いられる歌舞の内容の問題です。この二つが複雑に絡み合っているのではないかと思います。

例えば、先ほどからの、雅楽の担い手の変化の問題ですが、春日大社ですと、江戸時代までは雅楽の演奏や舞の舞は禁裏の南都方の楽人さんが春日大社に向き奉仕していました。それが明治以降に、先ほどのお話であつたように、楽人が東京へと引越してしまふので、地元に残つた一部の楽人さん、例えば、東京が嫌いで帰つてきてしまつた楽人と比較的高齢の楽人は東京に行かないで残つていたので、そのような残つた楽人さんと神社の神職たちと、さらに奏楽が好きな地元の裕福な雅楽愛好家の方が担つていくことになりました。御神楽などの演目は、神職が担当するというところで、春日大社でも雅楽研究会とか講習会を開いて、一生懸命雅楽、御神楽を修得します。

一方、「倭舞」は、春日大社の社家の一つの富田という家が、代々その家のアイテムとして伝承してきた舞です。今、倭舞は宮内庁では楽部の先生方がやつていらつしやいますが、江戸時代までは春日大社では倭舞は、神社の、ある意味でローカルな伝承として、社家の富田家で伝承してきました。ところが、明治期になつてからは、雅楽や倭舞は残つた楽人さん

が一時やつていて、それから人手がいよいよ足りなくなり、一般の方で修得したい人がそれをやつていくこととなつたわけです。奈良には、春日若宮おん祭のような大きなお祭りがありますので、その舞楽や倭舞も含めて祭を何とかして維持していくために、旧楽人と旧社家の方と、それから一般の方とが混ざつて活動し、それが奈良楽会（後に春日古楽保存会）となり、さらに今の南都楽所となつていきます。比較的早くからそのような地域でサポートしていく体制ができていくわけです。この倭舞についてはまた後で申し上げます。

四天王寺はお寺ですが、こちらも禁裏にも出入りしている大坂天王寺系の楽人さんがやつていました。が、（明治に）大半の楽人が（東上して）いなくなつてしまつたので、残つた一部の楽人さんと、幾つかのお寺、神社の方々、それに一般人でいわゆる大阪の豪商と言われているような裕福な方なども加わつて、雅亮会を明治十七年にいち早く設立します。雅亮会が現在も四天王寺の聖霊会で演奏しています。

名古屋の雅楽については地元以外にあまり知られていませんが、尾張の東照宮と熱田神宮で行つてきました。熱田神宮の方が勿論古くて平安時代ぐらいからありますが、社家の一部が専門の家として雅楽を伝承していました。東照宮の場合は、徳川家とゆかりの深い神社ですので、尾張藩の下級藩士の一部が楽人として雅楽演奏を業務としていました。しかし、

これも江戸幕府から明治政府となり、尾張藩がなくなり、たので、一般の人々の参加を仰ぎました。旧東照宮の楽人、旧熱田神宮の社家、僧侶が中心になって幾つかの団体をつくり、一般人の愛好家や楽器商も含めて名古屋の雅楽伝承を支えていくことになりました。つまり、家職として一部の限られた家の人が世襲制で伝承してきた形から、近代以降は一般人を含む形に変わったと言えます。色々な組織や出自の、社会的に多様な身分の人たちを広く包摂することで、雅楽の伝承、あるいは儀式での奏楽を維持していったことが、近代以降の大きな特徴と言えます。

一方、奏楽の内容については、先ほどから「神楽歌」、それから「唐楽」であったり、「神降ろし歌」というのは一体何なんだろうかと、幾つかの音楽の名称が出てきて、変遷があったというお話がありました。それをもう少し大きな観点から見ると、在来のそれぞれの神社固有の色々なお神楽、あるいは神楽以外にも娯楽性が高く、見ていて面白い高度な技が要求されるような芸能が各地にありました。それらは神社の一部の社家の人がやる場合もあれば、神社とは別のプロフェッショナルな神楽集団などが、お祭りの日に来て演じるという場合もありました。明治期になり、そういった在来の芸能が禁止されて「雅楽」に置き換わることよって、先ほどから出ている雅楽の楽人と舞人をどうやって養成するかと

のが宮内省の雅楽にだんだん置き換わっていきます。大きい神社ではそれは可能だったかもしれませんが、地方の小さい神社、あるいは山間地の不便な所などは、雅楽の導入は困難だったと推測されます。

中央の儀礼の方式、あるいは中央の雅楽の方式と今まで地方にあったものとの関係は、在地のものが維持されていくのか、それとも（中央のもの）置き換わって完全に消滅してしまうのか、などいくつかの場合があります。

また、この問題は伝統と創造の問題でもあります。古い様式をどの程度残しつつ、あるいは古そうに見せつつ、実は新しいものを創ってしまうのか。あるいは中央の雅楽を取り入れて中央の儀礼に全部従っているけれど、真ん中の神楽のところは「其駒」の代わりに、新しく創ったその神社の「舞」を演じる、という神社が全国に少なからずあります。より相応しいと思われる新しいものを創る伝統について最後にお話をさせていただきます。

雅楽の普及とは、先ほどから申し上げているように、東京の、中央の雅楽を、講習会などを作り、一生懸命修得していくことを意味します。しかし、それだけではない。江戸時代まであった在地の神楽がなくなってしまうもの、中央でやっている雅楽だけではなく、新しい神社固有の舞を創り出すように思います。

いう問題が非常に喫緊の課題として出てきたわけです。

伊勢神宮でしたら非常に皇室と近い関係なので、宮内省の楽人さんにお願いで演奏に来ていただけると、指導していただくことも可能でした。

尾張の津島神社は国幣小社に列格した時期が大正十五年（一九二六）で、縣社から官社に昇格したのが比較的遅く、その頃から神楽についてもだんだん新しいものに置き換わっていきます（話者補注 在来の太々神楽から多忠朝作「八雲舞」へ）。津島神社における雅楽は、実は江戸時代から禁裏の楽人が出張してきて神職らに雅楽を教えていたので、明治期になってから神社祭祀のなかで雅楽の奏楽をやることになった時、それほど困らなかつたらしいということが分かっています。

それから静岡浅間神社は、先ほど嶋津先生がおっしゃってくださったように、明治二年に紅葉山の楽人が徳川慶喜公の駿河移封に伴って移住したわけです。御紹介にあった東儀音和さんは、自身は静岡に移住しましたが、弟さんは在京天王寺方の楽人の末裔として明治以降も宮内省の楽人として勤仕していたので、静岡はある意味で宮内省の楽部に近い有利な点があったと思います。

実際の儀式を見ると、開扉・閉扉、献饌・撤饌のときに唐楽の奏楽を導入する、あるいは舞の部分で、従来の在地のお神楽の代わりに御神楽の「其駒」にするなど、古い在来のもの

先ほどの富田家は、春日大社の社家の出身で、言ってみれば春日大社固有の倭舞をずっと伝承されてきた家ですが、富田光美という人がこれをぜひとも全国のほかの神社に普及したいと願って出て、それを政府が許可したので、非常に精力的に全国を回りました。今も香川県の金刀比羅宮、神奈川県の大山阿夫利神社など、幾つかの神社ではこの舞を伝承されています。富田さんは本もお書きになっています。「やまとまひ歌譜並装束調度図」と「倭舞伝習之式」は倭舞についての解説、「藤のしなひ」は巫女舞の解説です。これらはある意味、春日大社さんで伝承されてきたものを全国普及用に、恐らく歌詞を整えたり、祭式も整えたものと推測します。

近代に神奈川県の大山阿夫利神社の祠官を務めた権田直助は「神教歌」を残しています（デジタル映像で可読）。鼓と笛で伴奏する新しい神楽歌でした。明治時代にふさわしい神様を讃える歌として創ったものです。

富田にせよ、権田にせよ、古い様式に何かしらのつとっているのかもしれないですが、これを今の祭式や時代に合わせてご神意、神様の御意向を広めるために、再編または創作したもの、私は理解をしています。

もう一人、近代において神社のための儀礼の舞を創作した人物として、多忠朝を挙げておきたいと思います。

多忠朝は、いわゆる神道家、神職ではなく、古くから宮中

に関わってきた楽家出身の方で、先ほど御紹介があつた通り、昭和七年（一九三二）に神社音楽協会を設立しました。この協会を設けて、神をお慰めして皇国の御霊を讃えるのにふさわしい音楽を創作・普及することが必要だと考えました。雅楽は唐楽で奏楽したりするけれども、中心部分には、もう少し神様をお慰めするにふさわしい音楽・舞が必要だと。

多忠朝が創った舞は「浦安の舞」の他にも色々であり、内容がいまだによく分からないといわれています。神社音楽協会が出したCDにも一〇〇曲くらい創作したとか、実際にはどれだけ創作したかが分からないくらい作っているというようにうなことが書かれています。もしかすると、どこからまだ未発見のものが登場するのかもしれませんが。多忠朝はとにかく、たくさん舞を創作しているわけですが、（男性の舞う）舞楽では昭和十五年（一九四〇）「悠久」と「承和楽」があります。それを除いて多くは巫女舞です。

また、神社音楽協会を設立してからすぐに出版された「祭祀楽神楽歌曲集第一編」には、巫女舞の「鈴舞」や「扇舞」があり、祭祀の中心部分でこれをやつたらよいと書いてあります。興味深いのは、いずれも三分程度の短い曲で、三曲全部やつてもよいが、一曲だけでもよいと書いてあります。雅楽を知らない人のために笛や和琴などの雅楽器の簡単な解説も掲載してあります。これは明らかに専門の音楽家ではなく、

はもとより）朝鮮の京城や台湾の台北にまで派遣して、大変な勢いと熱意で一カ月ぐらいで広がっていきます。「浦安の舞」をはじめとして多くの神楽について、多忠朝が想定していたのは、神社の巫女さんも含めて氏子の方たちに参加してもらうことです。祭祀や儀式は専門の神社の神職がやるのが基本です。楽も神職の方で楽を修得している上手な人が受け持つ、神社のスタッフで担当する形が中心だと思われませんが、多忠朝が想定していたのは、神社の祭祀の中で一部氏子が参加することでした。

忠朝が創ったのは、雅楽を基本にしつつ、簡易な形にアレンジした新様式の雅楽風神楽でした。それを一般の方々にもやつていただく。一般の人に祭祀、儀式的歌舞に参加してもらうことは、あまりよくない言い方かもしれませんが、大変「効果」があります。地域としての一体感、神社に対する崇敬の念を氏子さん自らを表すことになります。神社とのつながり、関係を深める上で、氏子さんが来て、ただ目の前で演じられているものを「高尚なものだ」と見て感心するだけではなくて、自分たちも参加して演じ、神々と一体となるという、その意味において非常に大きな意義があると思います。

藤本 寺内先生から芸能史のお立場で、たいへん興味深いお話を頂戴しました。楽人の見方というのも興味深く、「儀式」と「空間」と「担い手」というお話もありましたが、パフォー

神職や巫女、一般人も対象にしていることを意味します。場合によつては、舞は氏子の女の子たちが舞うことも想定して書かれているという点が非常に面白いと思います（話者補注 実際に、「鈴舞」や「扇舞」は昭和十年に京城の朝鮮神宮鎮座十周年祭で日本人と朝鮮人の女兒によつて舞われました）。

また、巫女神楽は、お伊勢さんなど様々な神社、地域でもなされていましたが、明治時代に禁止され、それが男性による御神楽の「其駒」などに代わつていきます。けれども巫女舞をやりたい、見たいという願望がどこかにあるのではないかと。特に神社の崇敬者は、従来から見慣れていた巫女の舞がいきなりなくなつてしまつて、かなり抵抗があつたのではないのでしょうか。そう思えるくらい、多忠朝の創作舞はほとんどが巫女舞です。その中には神社の要請に応じて創作した神社固有の巫女舞も多数あります。（話者補注 当日配布資料に、神社固有の新作舞の例として、多忠朝による「八雲舞」「靖国の舞」「富岡の舞」、東儀和太郎による「弥彦の舞」「竹駒の舞」「水無の舞」、東儀文隆と蘭廣晴による「豊桃舞」「みつるぎ」などを掲載）

「浦安の舞」について言いますと、これは最初から国内各地と「外地」の神社も含めて、広く日本の神社でやるために創られました。神社さんの周りに居住している地元の氏子の子さんにも参加してもらい、紀元二千六百年の祝典の日に一斉に舞うために、普及部隊というか、教習部隊を（国内マンスとして儀式を見るという観点の中で担い手の問題を窺う、つまり誰が何をやるのかという問題とか、近代というのは、ある意味役目を切り分け過ぎているところもあつて、そういう部分で考えなければならぬ点もあると思うに至りました。

もう一つは、大きな問題として中央と地方の問題。それから伝統と創造という問題。これはもう使い古された言葉ですが、けれども、いわゆるエリック・ボブズボウムの「創られた伝統」のような論もあるわけですが、一方で再編されていく担い手の中で、先ほど最後のところにお話しになられたところが非常に面白いのではないかと思われました。氏子に舞に担い手として参加してもらう、いわゆる一般の人々に参加してもらう効果を考えて、巫女舞を創作する。そしてその創作した巫女舞を使つてもらうという、そういうことから、信仰心の醸成とか、地域の人々と神社との精神的なつながり、絆を作る基となつていったという点です。私もちょうど別の事象ではありますが研究を進めている時代が当該の時期で、この昭和七年という時期は、いわゆる明治末からの地方改良運動から大正中期の民力涵養運動になって、その後、昭和初期に入つてきて、いわゆる民力涵養運動が一定の成果を収めて、地元的那种に、そういう神社の中にある色々な道徳心を養つたり、公德心を養つたりするという中の一つとして、先ほど寺内先生がおつ

しゃつていたような氏子さんたちをどういうふうに捉えるかという問題が登場する時代でもあります。そしてその地域の人々にどういふふうに信仰心とかを醸成してつながりをつくって、地域をより良くしていくのかという、そういった問題とも実はつながる問題でもあろうかと思えます。多忠朝が実はそこまで深く考えてこの舞の創作をやったかどうかという問題は勿論ございますし、この点については、もつと深い考察が必要な点であると思うのですが、神社祭祀と祭式、行事作法という問題のみだけで考えると、全く見えない部分がないかと、改めて感じさせて戴いた次第です。

それでは、次に武田秀章先生からコメントを頂戴したいと思います。

武田 祭祀も雅楽も、千年以上前に遡る古典古代の伝統を、今に伝えるものです。両者いずれも、古典の原型をスタンダードとしつつ、時代状況に対応したりリニューアルを繰り返しながら、世代から世代へと受け継がれてきました。先ほど来、先生方のお話を聞きまして、そのことを改めて実感させていただいた次第です。

それは、わが国の祭祀制・楽制の原点はどこかということ、それは天武・持統朝あたりの時期にまで遡るのではないのでしょうか。この時代は、大陸文明が怒涛のように流入した時

期でした。「土着の文化は、大陸文明の猛威の前に、跡形もなく吹き飛ばされてしまうかもしれない」。そんな危機感が共有されていたのではないのでしょうか。

翻つて考える時、伊勢の神宮も大嘗宮も、素朴な掘つ立て柱様式です。大陸文明の強風が吹き荒れる中であつて、何とかその掘つ立て小屋を守ろう、生粋の文化を守ろう、という懸命な努力。それこそが、その当時のいわば「時代精神」でもあつたのではないかと思うのです。

そうした時代精神の結晶が、ほかならぬ『古事記』だつたと思えます。私はとりわけ『古事記』の中の相聞の歌謡に魅了されてきました。例えば、大国主神とその妻・須勢理毘売が交わした娯々たる問答歌。あるいは倭建命と美夜受比売(みやづひめ)が歌い交わした美しい相聞歌。こうした一連の歌謡は、一種の神事劇として、あたかも夜神楽のような舞台上で、歌舞を伴つて披露されていたのかもしれない。

そもそも『古事記』は、天皇を戴くわが国の起こりを伝えるものです。神代の伝えによれば、天照大神の子孫たる皇孫は、この地上に、三種の神器を携えて降つてこられました。皇孫たる天皇は、水穂国の稲作りを聞こし召され、その農事曆の折節に四季の祭りを行われてゆかれます。こうした水穂の国の季節祭を定めたのが、律令の中の神祇令でした。

このことと平仄をあわせるように、同じく律令の中で、雅

楽に関する制度、その組織たる雅楽寮も定められたわけです。あたかも大陸半島から、きらきらしい楽舞が渡来する中で、わが国伝来の国風歌舞は、むくつけき土人の蛮風のように見做されていた向きもあつたかも知れません。そういった言わば文化交錯的な状況の中で、大陸半島の楽舞を受け入れながらも、なおかつわが国風の歌舞もしっかりと伝えてゆかなければならない。ここにもやはり、その当時の「時代精神」が作用していたのではないのでしょうか。

平安期を迎えるや、祭祀制においては、律令の施行細則である貞観式、延喜式が纏められました。わが国の祭祀制、そ



武田 秀章 氏

のスタンダードが、愈々ブラッシュアップされたのです。あたかも祭祀制の形成と呼応するように、雅楽の楽制、そのスタンダードが形づくられたのも、同じく平安期です。

素人の私が、錚々たる雅楽の先生方に申し上げるのはまことに恐れ多いことですが、例えば当時諸々あつた船載の楽器が、三管・両絃・三鼓に集約されました。六十種あつた調子が、六調子に集約されました。その上で、「唐楽・高麗楽」と「国風歌舞」、すなわち「渡来」と「和様」という二つのカテゴリーが、あらためて定立されました。かの内侍所御神楽もまた、平安期、一条天皇の頃に成立したと伝えられます。西洋世界においては、バッハの口短調ミサが宗教音楽の神髄とされます。内侍所御神楽は、それに呼応するような、わが国の宗教音楽の精髓と言つても過言ではないでしょう。

貞観式等の儀式書では、大嘗祭の次第に伴つて、その中行われる歌舞も詳しく定められています。国栖奏・隼人舞・久米舞等々、大嘗祭で奏する歌舞の起こりは、いずれも記紀の伝承に伝えられています。そもそも国栖奏の原由は、神武天皇の東征に際して、井水鹿・贊持之子・石押分之子といった吉野の国津神たちが、天皇をお迎えしたことに淵源するものでしょう。さらに吉野の国栖は、応神天皇が生まれにられた際にも、神酒と歌謡を奉つたと伝えられています。

隼人舞の起こりも、記紀神話で語られています。海幸山幸

伝承で、潮満珠・潮涸珠の迫力に圧倒された海幸が、これよりは俳優（わざおぎ）の民として奉仕する由の誓いを立てます。隼人が、大嘗祭で隼人舞を舞う所以が、こうして語られているわけです。久米舞もまた、記紀にその起りが記されています。久米舞は、神武天皇の戦勝予祝の饗宴で舞われたものと伝えられているのです。こうして大嘗祭の式次第には、神話伝承由来の歌舞が随所に散りばめられていたのです。そこには、祭りと歌舞との密接な結びつきが、しっかりと刻まれていると言えるのではないのでしょうか。

ところが中古以来の古代国家の衰微、その後身たる王朝国家の弛緩によって、こうしたわが国の祭祀制・楽制は、存続の危機に瀕します。とりわけ応仁の乱前後は、古来の祭祀制・楽制ともども、無念の途絶を余儀なくされた時期でした。

こうした歴史の試練を経て、古きよき伝統文化を再び復興しよう、その蘇りを齎そう、という動きが起こつてくるわけです。それこそが、江戸時代の朝儀再興運動でした。とりわけ大嘗祭の再興は、朝廷の至上課題でした。大嘗祭の再興に伴って、大嘗祭で奏でられてきた歌舞も、徐々に復興していくこととなります。貞享四年（一六八七）の東山天皇大嘗祭では吉志舞・国栖奏が、明和元年（一七六四）の桜町天皇大嘗祭では大歌が、寛延元年（一七四八）の桃園天皇大嘗祭では倭舞が、天明七年（一七八七）の光格天皇大嘗祭では田

ちの共同作業によって練り上げられていきました。それこそは、近代雅楽のスタンダードの形成でした。そうした楽人たちの営為の中で、国歌「君が代」が誕生したことも、また特筆すべき出来事であったと言わなければなりません。

この当時、楽部の楽人たちは、西洋音楽の演奏まで義務付けられていました。かの鹿鳴館で、楽人たちが毎夜ワルツを奏でていた、というようなエピソードも伝えられています。外来文明流入の只中で、それをしっかりと受け止めながらも、伝来の文化の精神をどうやって伝えてゆくのか。その至難の課題を担って、営々辛苦されたのが、明治草創期の楽部の方々であったのではないでしようか。その努力は、渡来の楽舞と国風歌舞の両立を目指した、古代の楽人たちの努力と、どこかしら響き合うものがあつたとも考えられます。

こうした明治創業における楽人たちの苦闘に呼応するように、同時代の神主さんたちも、時代の荒波の中で、何とか神社を守り、祭りの伝統をつないでいこうと、営々努力を積み重ねました。そのことを仔細に辿つたのが、さきほどの星野先生、高原先生のお話であつたかと存じます。

現在、神社祭祀と雅楽の結びつきは、ごく当たり前のようを受け止められています。けれども、その「当たり前」に至るまでには、近世以来の、さらに維新以来の「長い道のり」を要しました。「長い道のり」という表現は、日本音楽史研

舞が、文政元年（一八一八）の仁孝天皇大嘗祭では久米舞が、公家や楽人たちの探査と考証によって、徐々に復興されていったのです。こうして大嘗祭はじめ諸々の朝儀も、また諸々の雅楽の演目も、あたかも車の両輪のように、相呼応しながら、その復興が果たされていったのでした。

そして明治の御一新が到来します。思えば明治初年は、平安期のそれに比すべき大きな祭祀制再編・楽制再編の時期でした。明治四年の改革で、宮中・神宮はじめ全国の神社は、いわばグレード・リセットされました。神社は「国家の宗祀」とされ、社家の世襲廃止が断行されました。精選補任された神職は、教導職を兼務して国民教化運動にも駆り出されました。まことに苛酷な無茶振りです。

同じように、畿内の楽人の方々も、伝来の地盤から切り離され、東京に移住を余儀なくされました。新首都東京で、雅楽専務の公務員として仕えてゆくことになったのです。これに伴い、従来の家元制は廃止され、家々伝承の楽曲も悉く返上させられました。家々の流派、家々の秘伝でずつとやってきた楽人たちですので、東京での寄合所帯は、さぞ大変だったと思います。

けれども、楽人たちは、それまでの「因習」を乗り越えて、祈年祭、神武天皇祭といった天皇の祭祀で、相携えて楽舞を奉仕していきます。そして、かの「明治撰定譜」が、楽人た

究の泰斗、東京永藝術大学の塚原康子先生のお言葉です。雅楽が神社の音楽としての実態を獲得するまで、ことほど左様に長い道のりが必要だったので。

同じことを、私どもの学びの父のような存在である阪本是丸先生もまた、こう仰っています。「神社の音楽といえは雅楽」と認識されるようになったのは、実は戦後のことであつて、昭和前期に至るまでは、雅楽そのものさえ一般的になじみが薄かつたような状態であつた」と。

その「長い道のり」の実態、在地の楽人たち、在地の神職たちの模索の諸相については、楽人・社家の日記等を用いた寺内先生の数々の論考から、かねて学ばせていただいているところです。私どもは、維新から昭和に至る先人たちの連綿たる努力の軌跡、その活動の種々相から、なお多くのことを学ぶことができるのではないのでしょうか。

この座談会に向けて、あらためて雅楽の先生方の著作を紐解かせていただきました。その中でとりわけ心に響いたのは、東儀俊美先生の本です。東儀先生は、楽部を定年退職後、かつての三方楽所、すなわち春日のおん祭りと、天王寺の聖霊会をじっくりと御覧になりました。先生はこう仰られています。「楽部は「公務員」という制度、「政教分離」というタブーに縛られ過ぎていてのではないか。春日や天王寺のように、神仏と深く結びついた有り様こそ、雅楽本来の姿があるので



國學院大學の観月祭 (令和6年 10月 武田秀章撮影)

はいか。それこそが、雅楽本来の精神ではないか」と。

もう一つは、私も愛聴している「日本 古代歌謡の世界」というCDの解説です。多忠麿先生が解説されておられます。多先生は、このCDに収録されている内侍所御神楽について、こう仰っています。「その迫力は古代人の信仰の厚さと生命力の強さを表しているかのようで、筆者も毎年その歓喜に酔っている…」と。内侍所御神楽本来の精神性、その宗教的昂揚ともいえるべきものが、熱く語られているのではないのでしょうか。

ここで先生方にお尋ねしたいのは、こうした雅楽本来の精神性、また祭祀本来の精神性とは何か、ということですが。そしてそれは、わが国の古典古代のスタンダードと、どう関わっているのでしょうか。先人たちは、古典を踏まえながらも、絶えずリニューアルを繰り返して、祭祀と雅楽を今につないできました。そういう先人の営みを受けて、この両者を次代につないでゆくために、私どもは何をしなければならぬのでしょうか。そんなことを、先生方にお聞かせいただければ有り難く存じます。

私のいる國學院大學では、例年十月、恒例の観月祭が行われています。観月祭は、音楽ホールでの演奏ではもちろんございませぬ。暮夜、屋外の舞台上で楽舞が披露されます。夜空に吹き抜ける大空間は、大袈裟に言えば、どこか大自然、大

宇宙とのつながりをも感じさせるところがあります。

こんな不思議な体験もありました。その日のトリの右舞の直前、突然の大雨が降ってきたのです。雨は一向にやみません。お客さんたちには、雨を避けて舞台の前に寄ってもらいました。轟々と降りしきる雨の中の右舞。けれどもそれは、一期一会の素晴らしい舞になりました。沛然たる雨音が、あろうことか、楽と舞を、しっかりと引き立てたのです。

神道文化学部の観月祭では、必ず祭りを行ってから神さまに楽舞を奉納しています。通常のホールの演奏会では、なかなかそういうことはできないでしょう。公共団体主催の演奏会では、あるいは政教分離の縛りが出て来るかもしれませんが。「目に見えぬ神さまへの奉納」ということが、本学の観月祭の、言わば精神的基底となっているのです。そのことが、東儀先生の仰る雅楽の「精神性」、多先生の仰る「古代人の信仰と生命力」ということと、どこかしら関わってくる場所があるのではないのでしょうか。祭祀と雅楽の行く末について、先生方からぜひコメントをいただければ幸いです。

藤本 武田先生からは、雅楽の行く末、あるいは神社祭祀の行く末、のようなお話も戴いたわけですが、一方で「長い道のり」という言葉も印象的なフレーズでした。古典を含め、古代からどのように人々が祭祀や奏楽のたすきをつないで今に至ってきたかという、そういう中でむしろ、武田先生から

は、今日の各先生方のお話の部分以前、つまり前近代の部分或少し補う形でお話を戴いたのかと思っております。

残り時間も少ないですので、少し先ほどの嶋津先生のお話の中で、明治六年の「草稿」についてのご指摘がありました。その中で、後ほど高原先生にこの部分を少しお話し戴けるのではないかとという話があったんですが、もし宜しければ、高原先生から、その辺りをお話し戴ければと思います。「祭儀」草稿について、何かお話し戴けることはありませんか。

高原 嶋津先生が作成された年表にもありましたが、神社祭式、明治八年の神社祭式に先立つ形で明治五年から六年にかけて「祭式」という本と「祭儀」という本が出されました。「祭式」「祭儀」は神宮大宮司の近衛忠房、それから千家尊福の両名で出しているんですけども、実際には式部寮の官員であるとか国学者も関与されているということはこれまで言われていたんです。

ところが、近年になり國學院大學の藤田大誠先生が東京大学に所蔵されている「陽春蘆草稿」という国学者の小中村清矩の草稿類を丹念に調べられて、この「祭儀」の草稿が出てきました。それを見ると、「奏楽」という項目になっているんですが、実はその下に「神楽」となっていました、それを消して「奏楽」となっています。「御扉開闔神饌奉撤二奏ス歌笛琴箏篳篥等也」とありまして、さらに「神楽ノ曲地方

二伝ハラズ漸々人撰上京ノ上伶人二附テ伝習スベシ」ということで、国学者である小中村清矩の認識からすると、神楽の曲が地方に伝わらないのであれば、もう上京して伶人に就いて習わなければいけないんだ。そういう構想を描いていたところが、それはきつと現実的ではないと判断したのか、それを削除してあります。

しかし、草稿にはちゃんとその部分が載っておりますので、その明治五年の段階にはこのように祭儀にあって、特に御扉開閉、神饌の献撤という行事では奏楽は必須で、だからしっかり伶人に習わなければいけないんだという認識が一方であつた、特に理念としてあつたことは押さえておかなければいけないだろうなど。それはまさに武田先生もおっしゃいましたけれども、祭祀の精神性ということで、祭祀には礼楽、奏楽が付き物で、それは地方にあつても伝習しなければいけないんだ。そこに尽きるのではないのかと、こんなふうにあります。

藤本 お話になつた最後の部分は何か将来、論文でも発表戴けたら良いのではないかとといった話のように思いましたので、ぜひお願いを致したいと思います。では、高原先生の補足を受けまして、それぞれの先生に一言ずつ戴き、最後にまとめをしたいと思えます。星野先生、いかがですか。

星野 私は今回、専ら祭式の話を見せていただきました

性はあるんですが、神社においてはそれがさらに氏子に対する教化活動の道にも開かれてきているということが、神社における奏楽の意義の一つではないかと考えております。

それと神職が雅楽の教習を熱心に続けておられて、漸く國學院大學におきましても神職養成課程において、大学で雅楽を学ぶことができるようになったことは非常に大きなことだと思っております。

藤本 次に寺内先生、いかがでしょうか。

寺内 今日は、本当に色々とお勉強させていただきましたが、最後に、色々な儀式を制定する、制度を考える、手順を考へることは、恐らく儀式全体がパフォーマンスだという見方からすると、多分ディレクター、演出家の仕事のようなものではないかということを示し添えます。ここでこの音を鳴らしたら、参列の皆がとてもいい気持ちになる、神様の声が聞こえるような感じになるとか、かがり火の中で御神楽の一つ「其駒」を舞つたらとても幻想的に見えるとか。そういうことを考へつつ、恐らく儀式の手順を決めたり規程にする。上層部の方はそこまで考へてないかもしれないですが、実際に儀式の担い手として現場により近い人は、それをどうやって実践していくかを具体的に考へる。となると、制度として書いてある部分とそれを実践する部分に少し差があるのではないかと理解しています。

が、今日のお話のなかで、とくに響いたのは寺内先生が氏子に音楽を伝えていくということです。神職養成ということであれば、祭祀の担い手となつてもらうために、早い段階から子供に対してお祭りというのはこういうことなんだ、こういうことでお祭りをやらなければいけないんだというのをよく見てもらつて、手伝えるところから手伝つていくことをやつてもらおう。そして、宗教的な情操を蓄積していくことが今求められているのではないか。神社祭祀・祭式の研究者、神職養成を担当する大学教員としても、そのように思つた次第です。

藤本 嶋津先生、いかがですか。

嶋津 神社祭祀における奏楽は制度として始まつたもので、それについて何とか制度に追いついていくということと、ろが強かつたと思うんです。それと同時に寺内先生のお話を伺つていました。祭式が制度として制定されまして、奏楽の機会ができました。それにさらに紀元二六〇〇年の記念式典で「浦安の舞」が創られた。そしてその舞手に氏子の子弟の参加が開かれた。現在も神社の祭祀におきましては、豊栄舞を氏子のお嬢さんたちに教えたりということ、氏子が奏楽という形で神社の祭祀に関わるようになったことが、非常に大きなことだと思っております。皇室の祭祀から同じように神社祭祀でも奏楽が行われるという、そういう制度的な整合

つまり文章ではこう書いてあるけど、実際にどういふにやるのかは、祭式にしても奏楽や歌舞にしても、現場の人の裁量に任せられる遊びの部分があるのではないのかと思えます。ですから、それを実際にその場所で現場監督として指導する方が、神様への崇敬の念とそれから芸術的な感覚を持った方だと、祭祀がとても美しくなつていくのではないかと、感想を持つた次第です。

藤本 本日は神道文化会の常務理事の佐野和史先生も来られております。佐野宮司さんも祭典ではご自身で舞を舞われると伺つておりますし、折角の機会ですので、コメントを頂戴できればありがたいのですが。

佐野 神楽の伝承という意味で言えば、むしろ明治六年に削られていった『祭儀』『祭式』『官幣諸社官祭式』での神楽というのは一社伝来のもので、あればそれでもいいよというのがなくなつてしまつている。しかし、それを残さざるを得ないというか、残してきたということがあつて、武田先生が仰るような非常に復古神道的な、削り削られてきたものからすると、むしろ削られてきた側のものがあるわけです。それを歴史的に見ると、鶴岡八幡宮でも湯立神楽一つとっても神楽男の制を集団で守つてきたものが、明治維新があつて神楽制度がバラバラに解体されて、集団で守つてきたものが職掌八家、つまり個別の一家のものに変化し、二流へと伝承が変



佐野 和史氏

化していくということがあった。そういうような、いわば祭祀制度の枠内と枠外の部分、しかもそこに今言われたように氏子の人たちも参加してもらおう舞や神楽という動きの中で、実際、その参加過程、伝承のための文化の掘り起こしのようなことも次にはもう少し考えて戴いたらどうかかなとも思うわけです。

あるいは、律令制、天武持統朝からずっとという長い歴史の中で、要するに神社・神道には、神仏習合の時代もあったわけです。その辺りの問題も考えなくてはいけない。例えば、瀬戸神社では重要文化財に指定された舞楽面があります。ただ、その面を使って舞楽が実際舞われたところは誰も見て

今回のこのテーマは神道文化会が、創立以来、神道文化の興隆のために関与してきた事柄、つまり、最初に取り上げてきた、取り組んできた一つひとつのものに着目し、原点に帰りながらも少し色々と見ていくべきだという考え方の中で、神社の祭祀と奏楽のことは選定した次第です。神道文化会は、設立から八年後にあたる昭和三十年に『舞楽解説』という本を発行しております。昭和二十年代にも占領下の中で設立された頃の二、三年後にも面白いものを色々と冊子体で刊行していますが設立間もない昭和三十年に、いち早く神道文化の一つとして舞楽を取り上げております。この神道文化会が、戦後間もない時期に「舞楽」の問題を取り上げた意味は一体何なのか、あらためて考えてみたいという試みもあり、かつ十五年ほど前にかつて『雅楽と神道文化』という公開講演会も行った経緯もあるわけです。改めて祭祀制度と祭式と奏楽、舞楽の担い手という今日の課題も含めて考えてみたいということ、ちょっと壮大なものです。今回のようなテーマで座談会を行ってみたい次第です。

今回色々な神社祭祀制度の制定の背景にあるものも捉えながら、改めて近代の神社神道史、神社制度の歴史を捉えなければいけないと思いました。その中で今日は座談会のなかで、様々な研究の課題を頂戴したと思います。最後、佐野先生からも神仏習合の話もありましたし、舞楽面のお話、神事芸能

いない。金沢文庫の文書の中に、これは鎌倉末期になるけれども、瀬戸橋という橋がかかったときの竣工のときに称名寺の坊さんが来たけど、その中で舞楽も行われたということが記事として出てくる。それが多分、鎌倉幕府の末期の動乱後ぐらいからなくなっていると思うんだけど、そういうった事柄もまだまだ掘り起こす必要があると思うんだけど、そういうったながら聞いていました。神道文化会でも神道芸能普及費も支給して、雅楽の普及、伝承組織に対する助成金も支給していますので、全国各地の色々な獅子舞や神楽といったようなものとのつながりなども含め、今後の座談会でのテーマには、少しそういった観点も入れたようなものもあってもよいかなとも思った次第です。

藤本 確かに民俗、地域芸能との関わりなど、今回は神社祭祀、祭式、奏楽などを取り上げたわけですが、そこに伴う様々な古くからある地域の伝統文化、神事芸能にももう少し目を向けてみてはどうかという佐野先生のお話もありました。ましてや先ほど、枠外と枠内というお話もありましたが、先ほど寺内先生が最後におっしゃられていた制度と実践の差という中で、祭式でも規定に書かれていることとそうでないこと、あるいは奏楽だって規定にはこうあるけれども、実際にやられている、やられていないということを色々と考えなければいけないことあるうと思います。

との関係性の話もありました。色々とそういった面も捉え直さなければいけない、あるいは今日のお話の中に様々なキーワードが含まれていたのかとも思っております。武田先生からは、「長い道のり」というフレーズも出ました。単なる近代から一五〇年の道のりだけではなく、それ以前に至る長い古代からの歴史、神代からの歴史の中に神祭りの手ぶり、祭式等、そして奏楽といった祭祀と奏楽の問題を捉えなければいけないのかなと改めて思った次第です。中央と地方の問題も含めて、色々と、誰が何をやっていくのかとか、あるいは神社とはそもそも何なのか、そこで行う儀式のパフォーマンス的な側面をどう考えるのかというお話もありましたが、改めて様々な観点から見直していかなければいけない、捉え直さなければいけない問題が少しでも明らかにしたのではないかと思います。

各先生方には、本日は本当にお忙しい中、お集まり戴きまして、洵に有難うございました。これを持ちまして座談会を終了致したいと思います。